

短期入所に必要な手続きリスト

【その①】

利用希望については、主治医か本館1階家族支援室、または拓桃館1階相談室5へご相談ください。

※当院の受診歴がない方は、神経科で診察をした上で利用可能か判断をします。(新患予約が必要です)

【その③】

短期入所担当の看護師または医療ソーシャルワーカーが利用ご相談に対応するとともに、利用方法について説明します。

【その③】

ご利用の際には市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」が必要です。障害福祉サービスを取り扱う部署で手続きができます。

患者様自身に相談支援専門員が担当についている場合は相談支援専門員にご相談するとスムーズになります。

【その④】

拓桃館の入院経験がない場合は利用前に「体験入所」が必要です

※利用への不安などから本人や家族が希望する場合でも体験入所は可能です。

※体験入所は家族の付き添いが必要で、日帰りから1泊程度で実施します。

【予約(申し込み)について】

予約期間:利用月の前月の1日～7日の期間に予約を受け付けます

※予約期間を変更する場合はHPでご案内しますのでご確認ください

※空床利用のため、予約を受け付けても必ず利用できるものではありません。

また、病棟でインフルエンザ等感染症が発症した場合は予約をされていてもお断りする場合があります。

※体調不良時(発熱、嘔吐等)は利用できません。キャンセルをお願いします。